

【団体扱保険の取扱について】

団体扱の対象となる方の範囲について

団体扱のご契約者は従業員の方（株式会社上組及びその系列会社に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方）に限ります。対象となる系列会社については取扱代理店までお問い合わせください。

なお、記名被保険者（ご契約のお車を主に使用される方）および車両所有者は、ご契約者の配偶者・ご契約者もしくはその配偶者の同居の親族・ご契約者もしくはその配偶者の別居の扶養親族の方とすることもできます。

団体扱特約の失効について

退職などにより給与の支払いを受けなくなった場合、資本関係の変更により系列会社でなくなった場合、「保険料の集金に関する契約書」に定められた定足数不足の場合等により団体扱特約が失効した場合は、残りの保険料を一括してお支払いいただく場合があります。退職等により団体の構成員でなくなった場合には、取扱代理店までご連絡ください。